

平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成23年9月5日
国立大学法人新潟大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

複数年契約を締結しており、平成22年度については該当なし。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

平成22年度においては、3台の自動車を購入した。その内の2台の調達にあたっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果が最も優れたものと契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。他の1台については、購入目的を満足する車両がカタログ上2車種あるが、性能（燃費値）が同等なため総合評価落札方式による入札を行っていない。

また、その他に4台の自動車を賃貸借したが購入目的を満足する車両が、カタログ上1車種しかいないため、総合評価落札方式を採用していない。

(3) 船舶の調達に係る契約

平成22年度においては該当なし。

(4) 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

平成22年度においては該当なし。

(5) 建築物の設計に関する契約

平成22年度においては、「新潟大学農学系校舎A棟改修実施設計業務」について、環境保全・省エネルギーに配慮するなど各案件に応じた課題についての技術提案を求め、総合的に判断して最も優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式による契約を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

契約締結実施担当者に対して、環境配慮契約法及び基本方針について周知を行い、環境配慮契約の推進を図った。